

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人
横芝光町社会福祉協議会

基本方針 — ふれあいや支えあう仕組みづくり —

近年の社会環境は、急速な少子高齢化による人口減少や核家族化、暮らしの多様化などによって、家庭内、地域社会のつながりが希薄化し、相互扶助の精神も低下しつつあります。

また、平成 31 年 4 月現在の高齢者人口（65 歳以上）をみても千葉県は 1,688,646 人で高齢化率は 26.8%ですが、当町では 8,424 人で高齢化率は 35.5%、うち後期高齢者（75 歳以上）は 4,351 人で 18.3%を占め急速に高齢化が進んでいます。

このような状況の中、当社会福祉協議会は地域福祉推進団体としての役割を果たすべく、平時、災害時での地域住民の「ふれあい」や「支えあう」仕組みづくりをコーディネートし新たな支えあいを推進していく必要があります。

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、地区社会福祉協議会やボランティア等の活動を支援し、民生委員・児童委員、自治会、小中学校、各福祉団体などとネットワークを構築しながら、地域社会全体で支えあう関係をつくり上げ、福祉事業を展開していきます。

また、地域のお茶の間として気軽に参加できる「ふれあいサロン」を町内全域で展開できるように推進していきます。

重点目標 — 基本方針を踏まえ、重点目標を次のとおりとします —

(1) 住民主体の地域福祉の推進

- ・関係機関・団体と連携し、地域に密着した活動の展開を図る。
- ・ふれあいサロン活動を支援し、設置推進を図る。
- ・町民の皆様に協力いただく住民たすけあいサービスの推進を図る。

(2) 地域福祉の担い手づくり

- ・地域福祉の担い手となる地区社会福祉協議会、ボランティアなどの育成及び活動を支援する。
- ・福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組む
- ・ボランティア講座・災害ボランティア講座等を開催し担い手の養成に務める。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

- ・平時・災害時における生活支援体制を整備するため、不足するサービスと支援の創出を図る。

1. 法人運営

事業等	内 容
法人運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・監事会・評議員会の開催 ・評議員選任・解任委員会の開催 ・研修会等へ参加し職員のスキルアップを図る
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会会員の募集 一般会員（各世帯） 特別会員（福祉施設・団体） 賛助会員（本会に賛同する事業所・個人） ・共同募金運動（赤い羽根・歳末たすけあい募金）
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・福祉関係団体・施設等と連絡調整をし連携を深める
地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の策定 ※行政：地域福祉計画 社協：地域福祉活動計画

2. 広報啓発

事業等	内 容
情報提供 社会福祉協議会への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行 「社協よこしばひかり」年4回発行 ・ホームページの維持管理 ・「福祉のつどい」の開催

3. 地域福祉推進

事業等	内 容
地区社協活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大総、横芝（7分会含）、上堺、日吉、南条、東陽、白浜の各地区社協活動支援・助成金交付 ・各地区社協正副会長会議の開催
地域福祉フォーラム設置推進 ※県社協助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する様々な分野の方に参加いただき地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場づくりの推進 基本フォーラム：町単位、小域フォーラム：地区社協単位
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの生活支援サービスを進めるため、職員2名が生活支援コーディネーターとして、住民同士が支えあうシステムを推進する
ふれあいサロン設置推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子育て中の方等が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくり、たすけあいの輪を広げるためにふれあいサロン設置を推進する

4. 福祉サービス事業

事業等	内 容
日常生活自立支援事業 (すまいる) ※県社協委託	・日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の不自由な方の金銭管理等を行い、地域で生活できるよう支援する 福祉サービス利用援助・財産管理・財産保全
住民たすけあいサービス	・住民の協力を得て、日常生活に支援が必要な方に低額な料金で家事援助等を行う ※利用会員・協力会員として登録していただく
福寿会 ※町委託	・70歳以上の一人暮らしでとじこもりがちな方を毎月1回、町民会館に招いて健康相談、レクリエーション等を行う
外出支援サービス ※町委託	・家庭において送迎することが困難で町の認定を受けた高齢者や障がい者等を病院や公共施設等へ送迎する 利用：月3回まで（透析月6回まで）
福祉カー貸出	・高齢者や障がい者等の外出時に福祉車両を貸し出す ※車両のみ貸出、運転手派遣無
車いす貸出	・一時的に必要となった方に車いすを貸し出す
声の広報サービス ※ボランティア作成	・町広報紙等をCDに録音したものを希望者に届ける ・公共施設等に置き貸し出す
声の訪問サービス	・一人暮らしの高齢者等に電話での声の訪問サービス

5. ボランティア活動推進

事業等	内 容
ボランティア活動推進 担い手育成	・活動支援、情報収集・提供、コーディネート ・ボランティア養成講座の開催 ・災害ボランティア養成講座の開催 ・ボランティア連絡協議会運営支援 ボランティア派遣事業、交流会等

6. 福祉教育推進

事業等	内 容
福祉やボランティア活動 に取り組む心を育てる	・児童・生徒を対象に福祉体験学習会の開催 ・各小中学校で実施する福祉教育への協力 ・福祉のまちづくり作文・ポスターの募集 優秀作品を福祉のつどいにて表彰 ・地区社協と小学校で行う事業支援

7. 相談事業

事業等	内 容
悩みを持つ住民の相談	・法律相談 弁護士による相談 毎月第1・第3火曜日 1組30分 5組 ・心配ごと相談 相談員による相談 毎月第2・第4火曜日 ・お悩み相談 生活支援コーディネーターによる相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

8. 貸付事業

事業等	内 容
福祉資金貸付	・他から融資を受けることが困難で、貸付により自活できる見込みのある方への貸付 貸付限度額 50,000円
高額療養費貸付	・高額療養費の支給対象者で医療費の支払いが困難な方への貸付
生活福祉資金貸付 ※県社協委託	・低所得・障がい者世帯等に必要な支援を行うことによって経済的な自立と安定を図るための貸付

9. 見舞事業

事業等	内 容
応急援護費	・災害救助法に該当しない程度の災害(火災・風水害等)による被災者に見舞金を贈る
歳末たすけあい見舞	・民生委員の協力を得て75歳以上の高齢者世帯を訪問し見舞品を贈る
小川基金見舞	・故小川一朗氏の浄財で設立した小川基金により要保護世帯及び準要保護世帯の児童・生徒に歳末見舞金、小中学校新入学生に入学祝金を贈る

10. 子どもの遊び場管理

事業等	内 容
子どもの遊び場維持管理 ※町内3か所	・横芝地区にある子供の遊び場(本町・古川・鳥喰新田)の遊具を定期点検し、子どもが安心して遊べる場の提供を図る ※児童遊園とは異なる

11. 指定管理

事業等	内 容
地域活動支援センター 「たんぽぽ」の管理運営 ※町委託	・心身に障がいがあり雇用されることが困難な15歳以上の通所できる方に作業訓練や生活指導を行い自立を支援する 入所定員 13名

12. 団体支援事業

事業等	内 容
福祉団体等助成	・福祉団体活動費助成
生き生きクラブ推進	・事務事業を支援し生き生きクラブ活動を推進する
千葉県共同募金会 横芝光町支会	・横芝光町支会業務 ・赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金運動
日本赤十字社千葉県支部 横芝光町分区	・横芝光町分区業務及び会員募集 ・赤十字奉仕団活動支援
遺族会事業協力	・遺族会靖国神社参拝事業協力
身体障害者福祉会事業協力	・横芝光町身体障害者福祉会事業協力